

現代中国司法制度に関する考察

豊平桂子

目次

まえがき

第一章 現代中国司法制度の歴史概観

一 第一期

二 第二期

三 第三期

四 第四期

第二章 人民法院の制度

一 法院の組織構成

二 法院の設置

第三章 人民検察院の制度

一 検察院の発展の過程

二 検察院の組織構成及び仕組み

第四章 社会主義体系の下の法治主義

一 法制度の現状

二 一元的な法制度

三 裁判規範

四 裁判独立

五 「先定後審」の裁判

六 刑事裁判

七 民事裁判

八 仲裁

九 行政訴訟

第五章 法曹制度

一 裁判官の質の向上

二 法曹養成

三 中国の弁護制度

あとがき 「司法の独立」に向け前進

まえがき

一九七六年文化大革命が終息、七八年末、中国共産党第十一期中央委員会第三次全体会議（通常は「十一届三中全会」と称する）が開いた後、中国は明確な脱文革路線への道をたどりはじめた。破壊された法律及び国家の組織・制度の再建に大急ぎで取り組むことになり、目覚ましいスピードで立法活動が展開された。現在、既に一定の規模で中国の特色を有する法律体系を作り出しているといえる。経済改革の進展に伴い、「司法の独立」所謂公平で、行政機関から独立して裁判機関による行政措置の審査を行うよう、一層求められるようになる。政治改革抜きにどこまで経済改革を進めることができるのかという問題は、これからも避けて通ることのできない課題であろう。

本論では、現代中国司法制度の歴史概観を皮切りとして、人民法院の制度、人民検察院の制度、社会主義体系の下での法治主義、法曹制度の四つの側面において、現段階にそれぞれ抱えている問題点を考察してみた。

最後に、現段階の中国における「司法の独立」の前進しつつある状況を述べた上に、経済発展に伴い、中国の社会と法のあり方の抜本的な改革が必然であろうと、筆者の責任で見通しを立てていた。

まず現代中国司法制度の歴史を概観してみることにしよう。

第一章 現代中国司法制度の歴史概観

現代中国の司法制度に関する基本的な立法の歴史は概ね四つの段階に区分することができる。

一 第一期

一九四九年十月、建国時から一九五四年九月に憲法が制定される前までは建国初期とされる。一九四九年九月二七日に「中央人民組織法」、「中国人民政治協商会議共同綱領」、一九五一年九月四日に「人民法院暫定組織条例」、「中央人民政府最高人民検察署暫定組織条例」（以下は「暫定立法」と称する）、「各級地方人民検察署組織通則」などが制定された。また、一九五四年一二月には「逮捕拘留条例」、一九五七年六月に「人民警察条例」が制定された。それによって、中央では最高人民法院、最高人民検察署、公安部、司法部が設けられ、裁判、検察、捜査及び司法行政機構の分立が実現することができた。地方では司法行政機構が設けられなかったが、人民法院、人民検察署、公安機構が設置されたのである¹⁾。

二 第二期

一九五四年九月に憲法（以下は「五四憲法」と称する）が制定されてから一九七九年七月に「人民法院組織法」、「人民検察院組織法」、「刑事訴訟法」が制定される前までは第二期とされる。当該時期では一九五六年十月に最高人民法院が公布した「各級人民法院刑事事件裁判手続き総括」及び「各級人民法院民事事件裁判手続き総括」は民事訴訟法及び刑事訴訟法の代行とされ、民事・刑事訴訟法典の基盤である、と期待されていたが、文化大革命の開始により、結局、訴訟法典の制定には至らなかった。一九七五年一月の憲法は文化大革命の象徴であり、一九七八年三月の憲法も脱文化大革命の途上の憲法と位置付けられた。一九七九年二月に新しい「逮捕拘留条例」が制定された²⁾。

三 第三期

一九七九年から一九八二年の憲法制定前までは第三期とされる。一九七九年七月に「人民法院組織法」、「人民検察院組織法」、「刑事訴訟法」が制定された。一九八〇年八月に「弁護士暫行条例」、一九八二年三月に「民事訴訟法（試行）」が制定された³⁾。

四 第四期

一九八二年十二月に現行憲法が制定された以後は第四期とされる（但し、一九八八年四月及び一九九三年三月に一部改正されている）。一九八三年九月に、七九年「人民法院組織法」及び「人民検察院組織法」が改正された。一九八九年四月に「行政訴訟法」、一九九一年四月に「民事訴訟法」、一九九四年七月「仲裁法」、一九九五年二月「裁判官法」、「検察官法」、「人民警察法」、一九九六年五月に「弁護士法」が制定された。一九九六年三月に、七九年刑事訴訟法が全面的に改正された（以下「一九九六年刑事訴訟法」と称する⁴⁾）。

第二章 人民法院の制度

一 法院の組織構成

中国の裁判所は人民法院と称する。最高人民法院を頂点とし、地方人民法院と専門人民法院とに区分されている。地方人民法院は上から高級、中級、基層の順で三段階に分け、最高人民法院を含め、四級制となっている⁵⁾。各法院は刑事、民事、経済、行政と訴訟廷によって構成され、事件内容に応じて管轄を分けている。基層法院には、一部に出先機関である人民法廷を設けているほか、地方・企業などの民衆的な調停組織である人民調停委員会の活動を指導する。専門人民法院は軍事のほか、鉄道運輸、海

事専門法院が設けられ、その詳細な内容は各専門法院によって多少異なっているのである。

二 法院の設置

中国の地方行政組織は上からは、省・自治区・直轄市、地区（地区級市）、県（県級市）、郷（鎮）の順番である。人民法院の設置はこれとは少し異なり、省には高級、市には中級、県（区）には基層といった順に対応となっているため、郷レベルには人民法院が設置されていない。近年は、広大な農村地区では、民事訴訟事件が急増、地理的な条件により訴訟上の障害が生じているなどの問題が指摘され、郷レベルにも法院の設置が必要ではないかと検討されている。

最高人民法院の院長は全国人民代表大会により選挙され、副院長、及び各裁判廷の廷長、副廷長、裁判員（裁判官）は同常務委員会に任免される。地方各級人民法院の構成員は、同級地方人民代表大会及び同常務委員会に選挙（中級人民法院の院長からは任免）、任免される。院長の任期は各級人民代表大会の任期と一致するのである⁶⁾。

第三章 人民検察院の制度

一 検察院の発展の過程

中国建国前の検察機関は独立した性格を持たず、裁判機関の内部機構に属するのにすぎなかった。建国した後、五一年の暫定立法により、裁判機関と共に独立した性格を持つようになった検察機関は、主に国家機関及び公務員の違法行為をチェックするとの一般監督的な権限しかを与えられなかった。五七年の反右派闘争を契機に、検察機関の独立性に対する批判が高まり、一般監督権が否定され、実質的に党機関と

結びつきの強い公安（警察）機関の指導の下に置かれるようになった。文革の時にさらに、組織そのものは公安機関に合併されたという過程もあった。文革後に、司法制度が再建されるにより、検察機関の独立性が回復されていたが、一般監督権は削除されたままである。このような歴史的な経緯があったため、検察機関の組織そのものがもともと弱体であったうえ、党機関と競合関係に置かれているのため、十分な役割を發揮できないのは現状であろう。

二 検察院の組織構成及び仕組み

人民検察院の組織構成は、人民法院に対応したものになっている。最高人民検察院の元に、各級人民検察院の検察長が同級人民代表大会により選挙・任免される⁷⁾。ただし、副検察長、検察委員会委員、検察員（検察官）は、検察長の申請により同級人民代表大会常務委員会に任免されることとなっているから、人事面においては人民検察院の検察長の方が人民法院の院長より強い権限を持たされているようである。各級人民検察院には検察委員会が設けられ、裁判委員会と同様に検察長の指揮の下で、重大な事件などに対して、討議・決定を行う。但し、多数決原理を取らない点は法院内の裁判委員会と異なり、検察長は重大な事案に関する多数決意見と異なる場合、同級人民代表大会常務委員会に報告し、裁決を仰ぐこととなる。

第四章 社会主義体系の下の法治主義

一 法制度の現状

八十年代からの中国が激動の改革期に入り、九十年代以後、計画経済から市場経済へという改革・開放政策の全面展開の中で、中国はまだ社会主義体制を保持していると見るか、既に新

しい体制に移行したと見るかは、視点の置きところによって意見が異なるであろう。九二年の第十四回共産党大会において一層の民主化と法治主義の強化が求められたが、中国の司法制度は今や正に改革の真っ只中にあると言ってよいであろう。中国の法制度は基本的にソ連の影響を強く受けたものとなったが、中国が長い法文化の伝統を有していることも無視できない。建国以前にすでに中国共産党の支配地域を持ち、革命戦争を戦いながらも一定の法制度を形成していたことである。中華人民共和国の法制度には中華帝国の法文化的伝統と軍事国家的特殊性が色濃く反映している。形式的には社会主義国家として、人民主権であるが、実質的に国家及び社会を一元的に統合する、即ち全体主義的な支配が行われてきたのである。近年、中国での経済改革及び対外開放政策の実施により、法治主義に対する指向を一層強めており、一党独裁と法治主義の矛盾が鋭く対立してきているように見える。

二 一元的な法制度

中国の法制度は、形式的には一元的に統合されているが、内容的には必ずしも一元的とは言えない側面を有している。中国文化大革命後の法理論では、階級闘争の観点が否定され、法律の上に平等の原則を回復することになったが、実際に都市と農村という差別は解消されていない。五十年代後半の農業集団化以降、農村から都市への人口移動が禁止され、戸籍管理を通じて、人々の移動や就業の自由が失われる結果になった⁸⁾。九五年の選挙法改正によって格差が縮小し、市場経済化に対応して人口の流動化や就業の自由化は部分的に拡大しつつあるが、今尚都市と農村との差別が大きいままである。

また、八〇年代は対外開放政策が新たな法体

系上の差別化を生み出してきた。経済法の体系を国内経済と対外経済とに明確に分別し、国内にさまざまな外資優遇策を実施する地域を設け、多様な地方的法規が定めるようになっている。経済改革の実験都市を始め、大・中都市から内陸・農村へいたるところ地域格差を拡大する一方である。このように全国人民代表大会が制定する法律における地方立法、所謂「一元化された多層的な法体系」が、近年は法治主義の強化や、改革開放の進展に連れ、ますます障害となっていると認識されるようになり、次第に一元的な統合へと方向転換しつつある。しかし、形式上の統合を目指そうとする中央の方針は、地方立法との距離の解消がしばらく時間がかかりそうであろう。

三 裁判規範

中国法では政策が重要な役割を果たしている。中国政策は、国家・党が一定の歴史の時期においてその任務を実現するために規定した行動の根拠と準則であって、法は政策の具体化、条文化である。政策は法の魂であり、法のない場合に政策が用いられるだけでなく、法があっても政策がそれに優位するのである。

国家権力機関である人民代表大会は立法機関であるのに対し、裁判機関と検察機関には立法権が持っていないが、それに代わって司法解釈権が持っている（最高人民法院と最高人民検察院）。しかし実際に法律解釈に限られるこの司法解釈権は、単なる法の解釈の範囲に留まらず、成文法の不足を補充したり、政策上の矛盾を調整したりして、相当な程度まで立法的な機能を代替していることが指摘されている⁹⁾。これは国家の法律より共産党の命令や規則が優位されていることだからである。法律と党の政策・命令・規則と合致しなかったり矛盾したりして

いる場合は、司法解釈によりそれを「調整」することができる。所謂、後者に合わせて前者を「解釈」し直せるということである。中国の司法解釈権は、急速な社会的変化に既存の正規の立法機関が対応しきれていない、現実と法との間のギャップを埋める大きな役割を果たしているのである。

四 裁判独立

中国の裁判は二審制である。裁判組織は四級制となっている、級別管轄については、当事者の社会的地位に応じて決められる面もある。当事者が党内に一定の地位のある幹部である場合、その地位に相応しい裁判所で訴訟が行われるように配慮したものである。

中国の県（区）級以上の各級党委員会にはみな「政法委員会」が設けられている。司法機関の業務を協調・調整する役を務めているのは、当該地方の党政府機関内の「政法委員会」である。裁判、検察、捜査、法の執行などは共産党の指示を受けなければならない。それ故、裁判、検察、捜査の際に、齟齬が出た場合、「政法委員会」の指示又は決定を仰ぐことになる。「政法委員会」の首長は当該政府機関の共産党のトップが務め、委員は法院院長、検察院院長、公安機関、司法行政機関など指導部の首長が兼務する形となっている。

裁判委員会は裁判所内に存在する独自の裁判組織であり¹⁰⁾、院長、副院長、各裁判廷の廷長から構成されている。委員は院長により指名され、同級人民代表大会常務委員会で承認を受けて定められる。院長は裁判委員会の首長を担当する。

旧刑事訴訟法は、重大または困難な案件について、院長が裁判委員会に付託して討論する必要があると判断した場合、院長は裁判委員会に

付託して当委員会が討論し決定する。よって、中国の独立裁判とは、人民法院が独立して裁判を行うことであって、裁判官が独立して裁判を行うことではなく、法院は外部に対しては独立しても、内部的には必ず少数は多数に、下級は上級に、個人は組織に、地方は中央に服従しなければならないことである。

新刑事訴訟法では、「疑難・複雑または重大な案件について合議廷が決定を下すことが困難であると判断した場合、合議廷が院長に対して裁判委員会に付託して討論し決定してもらうよう具申する」(同法107条)。裁判委員会へ付託すべきかどうかの主導権は合議廷に移されている。従来のように、裁判委員会や院長が自らの判断で裁判官の担当事件に介入する、所謂「審理する者は判決を下さず、判決を下す者は審理せず」(審者不判、判者不審)という不合理なあり方が改正された点が評価すべきであろう。しかし、この法律上の建前と現実とは別問題であり、多くの法院では、依然として院長一人が裁判委員会への付託すべきかどうかの審査決定をなしていると指摘される。この新刑事訴訟法の趣旨が現実化しているようには到底思えないであろう。

上述したように、西側諸国の司法独立と比べ、中国の独立裁判は「裁判官の独立」ではなく、あくまでも「裁判機関の独立」であるに過ぎない。法院は国家機関の一つである以上、党の指導は当然法院にも及ばなければならない。党の指導は法院内の党組織(裁判委員会)を通じて実現される。裁判業務中の一切の重大な案件は党組織によって決定されなければならない。裁判に対する党の指導は単に政治思想や方針・政策の指導に留まらず、裁判業務にも及んでいて所謂不完全な独立であることは明らかになる。

また、中国では基層、中級、高級の各法院の

院長がそれぞれ同級別の地方人民代表大会によって、副院長以下一般裁判官は同常務委員会によって任免されることになっている。実際には人民代表大会を裏で取り仕切っている各級の地方委員会の手に裁判官の人事権が握られていることを意味する。党と一体化した地方利益に反するような判決を各地方法院が下すことは極めて困難である。

その上に、裁判所の経費も地元の財政予算から計上され、地元の地方財政の事情によって裁判官の待遇が大きく異なるため、裁判活動は党の指導性を維持するだけでなく、地方保護主義を避けることができないのも現状であろう。

五 「先定後審」の裁判

裁判委員会が合議廷の機能を代替することは、審判の公開法則に完全に違背することになった。地方の基層法院においては多くの刑事事件が先ず裁判委員会での討論によって結論が下され、合議廷は単に開廷審理の形式を踏むだけのものとなってしまっており、つまり、先に結論が下されその後で審理を行なう。予審→公判→判決という裁判の本来の姿を、予審→判決の決定→公判という公判と判決の順が逆転となっている¹¹⁾。「先定後審」という方式そのものである。

日本などの国での一般公判は数回にわたって行うことは通常であるのに対し、中国ではよほどの大事件でないかぎり、公判は一回かぎり、即日判決を言渡すのが一般的である。これは公判する前に既に判決を決定しておいたためであるといえるだろう。

七九年の刑事訴訟法では、公訴が提起された事件を審査した後、犯罪事実が明白しており、しかも証拠が確実である際のみ公判の手続きが始まる、と規定していた。言い換えれば、有罪

の見通しがついたもののみに対して公判を行う。こうした手続きのあり方にも、「先定後審」を許容する土壌になるとも考えられる。これに対して、九六年刑事訴訟法は手続き、形式さえ整えば、公判を開けるように改めた¹²⁾。この改定によって、「先定後審」の問題がすぐに解決されるとは思えないが、真の裁判官の独立裁判及び合議廷の権限の拡大や当事者主義的構造の強化が一步進むことができると期待できよう。

六 刑事裁判

七九年に制定された刑事訴訟法は、「五四年憲法」が制定した後に起草され、立法には到達できなかった草案の元に、急ぎ取りまとめられたものであった¹³⁾。当該刑事訴訟法は文化大革命時期の裁判に対する反省があり、それなりに画期的な内容を持つものでした。八〇年代に入り、「改革・開放」の経済改革の展開に伴い、今まで追及された反資本主義的な価値観や道徳観が一気に崩壊され、都市の治安が乱れ、青少年の非行化や凶悪な犯罪の増加が深刻な社会問題となった。この時期の司法活動は、経済や治安などの犯罪を嚴重で速やかに処罰するよう、との方針を掲げ、八三年には「重大な社会治安に関する事案に対して厳罰するようとの決定」及び「重大な社会治安に関する事案に対して速やかに裁判を行うようとの決定」に基づいて、刑法を改正し、さらに、刑事訴訟法が改正され、訴訟手続きの一部を簡略化したことによって、公安（警察）、検察・裁判による合同作業方式をとり、裁判の効率を加速した。被告人の弁護権などの権利が著しく制限されたと指摘された。

七 民事裁判

一九八二年三月には「民事訴訟法（試行）」

の十六条は「人民法院による調停及び人民調停委員会による調停に関する指導・監督を実施する」と定めた。人民調停制度は中国の民事紛争を解決する特徴として、一時期大きく取り上げられたことがある。地元住民の事情を知り、法律知識または政策に対する一定の理解がある定年退職者が半ボランティアの形で調停活動に参入してもらう。民事紛争は簡易に裁判所に持ち込まなくて済む、地域、或いは企業単位ごとに設置されている民間組織である人民調停委員会の解決に委ねる。これにより、裁判所の負担が大きく減輕され、民事的なもめごとのエスカレートや犯罪の防止・法律のプロパガンダなどの機能が大きく発揮できたと評価される。

また、八二年民事訴訟法の第六条は「人民法院が民事事件を審理する時に調停を重んじる。調停で成立しない場合は即時判決しなければならない」と定め、九一年民事訴訟法の第九条は「人民法院は民事事件を審理する場合には、合意及び合法の原則に基づいて調停を行うべく。調停が成立しない場合は即時判決しなければならない」と定めた。法院の調停は成立すれば判決と同効力と認められる上、控訴はできないので、合意原則を守らなければならない。しかし、調停で事案の終結率により裁判官の実力評価や法院の業績に結びつくため、当事者の合意原則に反して半強制的に調停成立させ、或いは故意的に「久調不決」（調停は長引かして判決しない）の傾向が見られる。又は、社会全体の利益を考え、特に離婚事件の場合、当事者の離婚思いを止まらせるため、裁判官が強引的に調停解決することがよくみられる。

調停重視は、人民内部の紛争が教育・説得という民主的な方法によって解決しなければならない、という毛沢東の発想からなっていたため、中国での民事紛争の解決制度として極めて

強固な地位を築いてきた。だが、近年は経済改革に伴い、民事紛争の性格も大きく変化しつつあり、法律上の権利・義務関係を明確する必要性が重視されるようになってきているため、調停重視の原則は重大な岐路に立たされているといえる¹⁴⁾。

八 仲裁

経済紛争は民事訴訟法に基づいて処理され、裁判所では経済訴訟廷が設置されている。八十年代になってから経済的な紛争が増え、その解決制度としては経済契約の仲裁と民事裁判を二本柱としたが、重点は仲裁であった。仲裁機関は行政機関である工商行政管理局内に設置され、その仲裁に不服であれば民事裁判を起すこともできるし、契約に仲裁条項があり、仲裁で紛争解決という主旨の条文があれば、仲裁のみで解決することとなる。又は、始めから仲裁を回避して民事裁判で解決することもできる。仲裁についての基本法としては「経済合同法」(「契約法」、一九八一年制定時の四八から五〇条、九三年改正時の四二から四三条)、「仲裁法」(一九九四年八月公布、一九九五年九月施行)がある。

九 行政訴訟

中国では九〇年「行政再審査条例」の制定を始め、行政訴訟についての法律は次々と制定されるようになった。八九年四月に「行政訴訟法」、九四年五月に「国家賠償法」、九六年三月に「行政処罰法」が制定されるによって、従来の「人民来信来访」(党機関および国家機関の行政業務に対して不服がある場合、市民は当該機関ないしその上級機関に対して投書するか訪問するか)が法制化されるようになった。行政訴訟法の制定にあわせて、人民法院にはそれまでの刑

事、民事、経済の各訴訟廷に加えて、行政訴訟廷が設置された。行政訴訟法の主な任務は、市民の権利に対する行政機関の侵害行為を阻止するためである。しかし近年、拝金主義の横行に伴う行政の腐敗、公務員の汚職などがしばしば取り上げられるようになったため、中国の行政訴訟の役割がどこまで発揮できるかますます注目されそうである。

第五章 法曹制度

一 裁判官の質の向上

一九四九年新中国が成立した後長年間、政府は法律専門家の育成に力を入れず、法律職業に従事するものの資質が劣ると広く指摘される。特にあらゆる訴訟において判決を下す立場にある裁判官は広範な法律知識、秀でた人格などが求められるにもかかわらず、これを満たしているとは言いがたいのが実情である。これは「裁判官法」が九五年に制定されるまでの長い間、退役軍人や労働者など専門知識を持たない人々が厳正な資格試験も通らず、大量に採用されたためは原因の一つであると思われる。その実態は「九七年末時点で約25万人あまりの裁判官のうち、4年生大学卒業者は5.6%」の数字からも推測できる¹⁵⁾。

九六年から裁判官、検察官の初任試験が始まったものの、法院・検察院それぞれ機関の内部試験に留まっていたと位置付けられた。また、試験の難易度も八六年から実施されている弁護士資格試験に比べ、明らかに低く、裁判官、検察官に求められる実務レベルから大きくかけ離れている、と指摘されている¹⁶⁾。

二 法曹養成

文革中に法律関係者の多くが右派分子として

攻撃され、法学そのものがブルジョア的な学問とされたため、法学教育には長い間空白が生じた。文革後、法学教育が普及され、主要な大学において法学部が再建または新設され、さまざまな方法で法学教育が実施されるようになった。

二〇〇二年三月、初めての国家統一司法試験を実施した。これを機に、これまで問題視されていた法曹関係者の資質の向上と均質化が実現できる、と期待される。これにより、法治国家を目指す中国は、司法制度の改革に大きな一歩を踏み出したと言える。ただ、その一方で過去に資格試験を経ずに大量採用された資質の劣る法曹関係者が多数存在している、彼らに対してどのように処遇していくかが課題となる。現在各司法機関は、さまざまな機会を利用して、職場での学習、再教育も、熱心に行い、トップクラスの幹部には中央党校での学習が用意されているほか、高級幹部用には高級検察官・裁判官養成センターが設けられており、地方には検察幹部学校、裁判官養成センター、政法管理幹部学院などが設けられ、レベルアップを図ろうとしている。

三 中国の弁護制度

① 弁護士

中国では弁護士のことは「律師」と称される。律師は国の法律専門家であると「中華人民共和国律師暫定条例」に定められている。即ち、弁護士はすべて公務員である。司法行政機関に属する法律顧問処（弁護士事務所）に配属されて活動した。一九九六年五月に制定された「中華人民共和国弁護士法」は、弁護士という職業的な独立性を強調したのである¹⁷⁾。

中国の弁護士試験は一九八六年に開始され、二年に一度行われていたが、九三年から毎年行

われるようになった。八〇年代における弁護士養成の主な方法は、大学などの教育機関内に法学部を設立して、法律を学ぶ卒業生を集めるところから出発し、弁護士制度を創設し、職業としての弁護士の地位と条件を改善すると同時に、司法制度全体の改革を進めたという。

② 弁護士事務所

弁護士と弁護士事務所とを国の管轄から切り離し、弁護士協会によって統合され、再編するようになっている。八八年に集団所有制的性格を持つ組合制弁護士事務所が認可されたが、普及しなかった。現状では、国の資本による設立された弁護士事務所に勤務する公務員のような弁護士と、独立経営の弁護士事務所で活動する非公務員の弁護士とが共存する形である。後者は、集団所有制的な組織形態のほか、パートナーシップ形式的なものが法律に認められている。このほか、共同出資（株式制）形式も容認されている¹⁸⁾。個人事務所の設置が現段階では、実験的に認可される事務所が増えてくる場所であるが、経済改革が生み出している地域格差の拡大で、個人事務所を含め、弁護士業の完全自由化の実現は今後の課題として、しばらく残るようである。

③ 弁護制度

七九年の「刑事訴訟法」及び「人民法院組織法」では被告人は弁護人を委任し、弁護することができることと明記された¹⁹⁾。その後、八十年に成立された「中華人民共和国弁護士暫定条例」及び九六年に成立された「弁護士法」は、中国の弁護制度に対する法制化の根拠を提供できたといえる。

弁護活動の内容に関して、刑事訴訟においてはいつの時点から弁護士の参入が認められるか

ということである。七九年刑事訴訟法は、公判開始の七日前から弁護士の活動を保障していたのに対して、九六年刑事訴訟法は、公安機関から検察機関に事件が移送された日から参入できると定めている²⁰⁾。この改正は中国の弁護制度が一步前進を得たこととなった。しかし、先に指摘した「先定後審」の問題が解決されなければ、その実効が期待できるまいといえろ。

あとがき 「司法の独立」に向け前進

司法機構が独立的に司法権を行使することは現代司法制度の基本である。中国は憲法をはじめ、さまざまな法律では司法の独立について明記したが、実情では司法の行政から独立はまだ困難である。しかし、二〇〇二年から始めた国家統一司法試験の実施は行政機関からの「司法の独立」にとっても大きな前進といえる。ここでいう「司法の独立」とは、中国の現行体制下における広義の概念である。中国憲法第三条は「中国の国家機構は民主集中制の原則を實行し、国家の行政機関、司法機関及び検察機関は、人民代表大会によって組織され、人民代表大会に対して責任を負い、その監督を受ける」と規定している。つまり西側諸国の「三権分立」の体制は用いられていない。そのため、司法機関と行政機関の分離が必ずしも明確ではない。現に、ある省では最高裁判長に元副省長が天下りしているケースもある。しかしながら、上述したような資質の劣る裁判官が少なくない司法機関の現状において、一部有識者からは「行政機関の司法への介入によって裁判の公正性が保障される場合もある」との声が少なくない。中国におけるこうした行政と司法の関係は「ある意味で中国の国情に見合ったもの」とも言える。

この現状を打破するためにも、司法関係者を資質向上に加え、独立した身分保障が急務とされていた。

また経済開放政策の急展開の下で、社会と法のあり方の抜本的な改革は必然であると思わなければならない。中国はかつてない急速な転換が今始まっているように思えるのである。

注

- 1) 魯明健「中国司法制度教程」, 人民法院出版社 1992年6月第一版P, P61頁。
- 2) 同上P59頁。
- 3) 同上P55頁。
- 4) 同上P53頁。
- 5) 信春鷹, 李林「法治国家と司法改革」, 中国司法出版社1999年9月北京第1版, P139頁。
- 6) 賀衛方「司法の理念と制度」, 中国政法大学出版社1998年版, P52頁。
- 7) 魯明健「中国司法制度教程」, 人民法院出版社 1992年6月第一版P, P75頁。
- 8) 郝鉄川「当代中国与法制現代化」, 浙江人民出版社2003年1月第一版, P37頁。
- 9) 同上P59頁。
- 10) 張衛平「司法改革論評」, 中国法制出版社2001年11月北京第1版, P113頁。
- 11) 同上P97頁。
- 12) 程燎原「法制から法治まで」, 法律出版社1999年9月第1版P56頁。
- 13) 王利明「司法改革の研究」法律出版社2001年1月第1版, P360頁。
- 14) 張晋紅「法院の調停に対する立法の価値の探求」, 法学研究1998年第5期を参照。
- 15) 劉立憲, 張智輝「司法改革熱点問題」2001年10月第2版, P5頁。
- 16) 信春鷹, 李林「法治国家と司法改革」, 中国司法出版社1999年9月北京第1版, P213頁。
- 17) 「中国法制日報」2001年11月1日
- 18) 「中華人民共和國弁護士法」第19条。

現代中国司法制度についての考察

19) 「中華人民共和国法制通史」, 中共中央党校出版社1998年5月, 765頁。

20) 「中華人民共和国弁護士法」第33～34条